

# 大学像の変容と大学論の課題



細井 克彦

大阪市立大学大学院文学研究科

## はじめに

二十一世紀に入り、「外圧」による大学改革が急激に展開し<sup>①</sup>、大学像の変容を構造的なものにしている。二〇〇一年の「大学(国立大学)の構造改革の方針」(いわゆる「遠山プラン」)にはじまり、二〇〇四年の国立大学法人制度、認証評価制度、専門職大学院・法科大学院の発足、二〇〇五年の中教審「高等教育の将来像」答申などによる<sup>②</sup>。「遠山プラン」は、遠山敦子元文部科学大臣が経済財政諮問会議に提示したものであり、①国立大学の再編・統合、②新

しい「国立大学法人」への早期移行、③国公私「トップ三〇」の育成(後に「二十一世紀COEプログラム」と改称)を柱にしている。従来の文部行政への何らの省察もなく、それからの離脱を根底的かつ唐突な形で図られたが、もはや高等教育政策を文部科学省だけに任される状況ではなく、政府はもとより経済産業省、財務省等による関与を明示的にしたものであった。また、二〇〇二年の中教審三答申に基づき、二〇〇四年に日本の大学制度にはなかった新しい制度の創設が文部科学省の手でなされ、二〇〇五年答申を「いわば『グランドデザイン』と呼ぶべきもの」として提示することによって、文部科学省の存在理由を内外

に向けてアピールしたのである。

ところで、このような流れは、一九八〇年代の臨教審・大学審議会にはじまり、九〇年代に本格的に動き出したが、特に九〇年代半ば以降には行政改革という「外圧」を受けて、文部省の政策転換も明らかになっていった。規制緩和・市場化・民営化を基調とする新自由主義改革への移行である。そして、二十一世紀初頭の中央省庁再編による文部科学省の設置を経て、大学の「構造改革」が急展開をはじめたのである。新自由主義の「大学改革論」は、文部科学省ではなく、経済産業省の関連団体が関与して提起されている。そこで、この「大学改革論」の特質を説明することを通じて、それが何を目指しているのか、大学にとって何を



ほそい・かつひこ ● 一九四四年、大阪府生まれ ● 『戦後日本高等教育行政研究』風間書房、二〇〇三年。『大学評価と大学創造』（共編著 東信堂、一九九九年。『設置基準改訂と大学改革』

つむぎ出版、一九九四年など) ● 自己責任論を基底に置く「自主性・自律性」の強調で、ますます明らかになった大学間格差が是正できるのか。そのための政策的決断こそ求められているのではないか、と考えている。

意味するのかを明らかにし、ひるがえって、現代社会において大学とは何か、大学の特質を吟味することにより、大学論の今日的課題を考察したい。

### 大学像の構造的な変容

#### (1) 知の共同体から企業体化へ

国立大学法人の公立・私立大学に対する直接・間接の影響が顕著なことから、国立大学法人の制度的な特徴を検討することから進めよう。学校教育法では、従来、学校の設置者は国、地方公共団体及び学校法人のみに認められていたが、その一部改定により、国立大学法人が国立大学の設置者となった。その根拠となる法律は、国立大学法人法であるが、これは独立行政法人通則法に多くを準拠している。独立行政法人通則法とは、企画・立案機能と実施機能を分離し、前者を所管省庁が担い、実施部門をそこから切り離すことにより、これを独立行政法人化するための法律であり、大学にそのまま適応することはなじまないところから、当初は文部省もその制度構想に反対していたものである。しかし、有馬朗人元文部大臣の時代に、行政改革の圧力が

強まるなかで、独立行政法人とは区別して国立大学法人とするという提案を受け入れ、この制度を容認したのである。国立大学法人は、大学の特性を配慮したとされるものの、実体的には独立行政法人の枠組みを踏襲している。

### 国立大学法人の特徴

その第一は、中期目標・中期計画の導入、及び評価システムの創設によって、大学運営のサイクルに目標管理と達成度評価を組み込んだことである。中期目標は文部科学大臣が設定し、中期計画は大学が作成し、文部科学大臣が認可するものである。そして、六年間の目標・計画の達成度を評価する装置として、国立大学法人評価委員会を設置し、教育研究に係わる評価を大学評価・学位授与機構に委ねつつも、総括評価を行うことになり、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による評価とともに、評価システムによる目標管理が行われる仕組みである。

第二に、管理運営組織の抜本的な改変によって、民間的経営手法を導入しトップダウン方式に変更したことである。従来の教授会↓評議会↓学長というボトムアップによる意思形成・実施の方式を止めて、役員会(学外者を含む)、経営協議会(二分の一以上の学外者)、教育研究評議会を設置し、学長(＝法人の長)はこれらの会議の議長として会議

を主宰し、意思決定を行い、これを実行するというように、学長への権限集中が図られる。トップマネジメント体制の確立である。しかも、学長はこれまでのように大学の代表者として構成員の一般投票で選ばれるのではなく、学長選考会議(経営協議会の学外者の代表と教育研究評議会の代表者で構成)が選任し、文部科学大臣が任命する。

第三に、財務会計に企業会計原則を導入するとともに、業績評価に基づく財政配分の方式が導入されることである。従来の国立大学財政は国立学校特別会計制度のもとで一定の財源が確保され、各大学に対しては積算校費方式により配分され、経常的基盤経費が確保されたが、国立大学法人では個別大学に対し運営費交付金という形で、目標・計画とその評価に基づいて一括交付されることになった。しかも、財務会計に企業会計原則が適用されることにより、単式簿記から複式簿記に変更され、財務諸表、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書なども導入されることになる。これによって、大学財政の透明性は図られるかもしれないが、外部資金の積極的調達や効率化・合理化等によらなければ経常経費の確保も困難であり、民営化へのステップともなりうる。

第四に、国立大学法人の教職員は非公務員となったこと

である。これに伴って、教育公務員の身分保障に係わる教育公務員特例法の適用対象から除外され、教職員は各国立大学法人の就業規則や労働協約等を締結する関係になった。

以上に見るように、大学と政府の関係は直接統制から間接統制に移行することになるが、中期目標・中期計画への文部科学大臣の関与の問題を残しながら、両者は一種の契約関係に変更されたこと、及びそれに伴って政府の財政責任が免除される一方、評価を通じて大学の自己責任が問われる仕組みになったことは、これからの国立大学のあり方にもたらす影響は小さくないであろう。また、大学の運営組織にトップダウン型を導入し、教育研究までもコスト計算の対象となるということは、大学を企業体化することを意味しており、教育研究のありように変容を来たさざるを得ないであろう。

### 株式会社立大学も登場

ところで、国立大学法人化の動向は、公立・私立大学にとっても無関係ではない。公立大学は、地方独立行政法人法によって、自治体と大学の判断によって独立行政法人化（「公立大学法人」）を選択できることになった。公立大学法人の場合は、自治体の権限が強く、制度設計も国立大学法人

ほど明確ではない。例えば、自治体の判断で、学長と理事長を分けることも可能であり、役員会を置かなくてもよいことになっており、理事長や経営協議機関の力が強くなることも起こりうるし、自治体に置かれる評価委員会も独立行政法人のそれでない形になっているので、自治体の権限が働きやすく、大学の「自由度」が制約される恐れがより大きい。また、私立大学にとっても、私立学校法の一部改定によって、理事会機能の明確化が図られ、教授会と理事会の関係いかなんによっては、経営が教学に優先されることにもなりかねない問題を含んでいる。

他方、これらの動向とは別に、政府の構造改革特区政策によって、株式会社立の大学・大学院もすでに数校できており、これに対しては現在のところ文部科学省も慎重であるものの、「知」の営利企業化も現実問題になっている。

文部科学省は、国立大学法人化を「大学の自主性・自律性」を確立するために実施するといってきたし、現にそう説明しているが、大学の自主性・自律性がいかなる意味で捉えられているかを吟味する必要があるだろう。

## (2) 大学制度の変容

## 専門職大学院の創設

国立大学法人化と同様に、二〇〇四年には法科大学院をはじめ専門職大学院と認証評価制度が創設された。いずれも日本の大学制度にはなかったものであり、それを根本的に転換させかねない制度である。日本の大学制度は、元来、大学の学部を基本に発達してきたが、一九九〇年代に大学院重点化が図られ、その比重を大学院に移行させはじめた。しかし、その時点でも大学院は主として研究者養成を行うものであり、専門職養成に関わる専門大学院もビジネス系を中心に修士課程レベルで行われていた。それでは間に合わないとして、専門職大学院が研究者養成の大学院から独立して創設されることになったものと考えられる。その引き金にもなり、典型的なのが、法科大学院である。

法科大学院の創設は司法改革の一環として行われたが、他の分野の専門職大学院を含めて高度専門職(法曹)養成を旨として創られることになった。従来の司法試験では年間千人足らずの法曹しか養成できないことから、グローバル化した時代にはそれでは足りないとして、年間三千名規模の法曹養成ができるように法科大学院を創るというものがあった。しかし、これまでの学部レベルの法学教育や大学院法学研究科との関係を十分に摺り合わせることもなく、

また大量の実務家教員を抱え込んで全体としてどのような法曹教育を行うのかや、法曹になったとしても社会的な受け皿(需要があるのか、あるいは司法試験を通らなかつた院生の処遇をどうするのかなどの諸問題を検討することもなく、六十数校の法科大学院を総定員で五千人を超える規模で発足させたのである。その結果は、まもなく司法試験の合格率という形で出てくるし、五年間に一度の認証評価を通じて、厳然と出てくる仕組みに置かれている。大学淘汰はおろか、大学院淘汰の時代がいち早くやってくるかもしれない。

ところで、大学院の機能分化の元祖ともいえるアメリカでは、大学教育の水準が低調だったことから、すでに十九世紀末頃からドイツの大学をモデルにそのレベルのものを大学院教育として分化させ、二十世紀には世界の学術中心地となってきたが、さらに、研究者養成の大学院(グラジュエート・スクール)とは別に、高度専門職業人養成の専門職大学院(プロフェッショナル・スクール)を創設して、二本立てで行ってきた歴史がある。それとは歴史的、社会的、文化的な背景の違う日本で、専門職大学院が成功するかどうか、不透明である。

## 認証評価制度の導入

もう一つの認証評価制度とは、文

部科学大臣に認証された第三者機

関が行う大学別や専門別の評価を一定期間(大学別評価は七年間に一回、専門職大学院は五年間に一回)に受けることをすべての大学(短期大学も)に義務付けたもの(学校教育法)である。この制度の創設によって、国立・公立大学だけでなく、私立大学を含む、すべての大学がこれまでの大学評価とは異なる仕組みと機能のなかに置かれることになる。国立大学法人や公立大学法人となった公立大学は、中期目標・中期計画によって、年度評価と中期目標の期間終了時の評価を受けることになるが、私立大学も中期目標を導入しなくても、七年間のスパンで評価を義務付けられるから、それ相当の目標設定・管理と到達度評価を受けざるを得なくなる。これは私立大学の自主性・自律性との間に矛盾を来すことにならないか<sup>3)</sup>。まして、評価結果が大学の社会的信用に関わり、あるいは資源配分(私学助成など)に反映されるとなると、大学のあり方に関わることにならないかという危惧がある。国立大学では、評価結果が運営費交付金等の配分に直結し、組織の存廃にも関わることから、重大であることに違いない。

大学評価は、大学の自主性・自律性と公共性を担保する

ために、情報公開やアカウンタビリティ(説明責任)にとつて不可欠であると説明されることもあるが、現在のように競争と評価による資源配分や組織の存廃に関わる状況のもとでは、自主性・自律性も市場原理や国家的公共性に従属することにならないとはいえない。いずれも、日本の大学制度の根幹を揺るがし、変質させかねないことに注意を怠ってはなるまい。

### (3) 分極化する大学像

中教審「高等教育の将来像」答申は、「中長期的(二〇〇五年以降、二〇一五年から二〇二〇年まで)に想定される言わば『グランドデザイン』と呼ぶべきもの」と性格づけられているが、国立大学法人化等以降の諸変化をふまえて、文部科学省の役割変化並びに日本の大学像の姿を描いている。前者については、国立大学法人の特徴でも見てきたように、国の財政責任ないしは条件整備義務を後退させ、高等教育のあるべき姿やその制度枠の設定・変更といった根幹的な部分への統制(政策的、財政的誘導)を図ろうという問題提起を含んでいるが、ここでは、後者の大学像に関わる事項を検討しておこう。

## 大学の「機能別分化」とは

答申は、高等教育の多様な機能と各学校種（大学・短大、

高専、専門学校）ごとの個性・特色の明確化を掲げて、とくに大学についてはその「機能別分化」を押し進めようとしている。すなわち、「①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野（芸術、体育等）の教育、⑥地域の生涯学習機能の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」というメニューから、競争と評価の規制が働くなかで各大学が自主的に選択することを通じて「機能別分化」を図るといふものである。政策的には、一九六〇年代末からの大学の種別化構想を国の規制作用を働かせていわば「上」からやろうとしたものの、それがうまくいかなかったことから、大学審議会が市場原理に委ねながら大学の「自主的」な選択の形を取ることで推進してきたのであるが、さらに政策・財政誘導を働かせてより効果的に実現しようというわけである。

## 問われる「自主性・自律性」

日本の大学も、一九九一年の設置基準の大綱化を機

に、大学院重点政策が採られ、旧帝大を中心に大学院の部局化・重点化が進められた。いわゆる「研究大学」が登場

したことから、大きく分けて研究重点大学と教育重点大学に分化してきている。さらに、専門職大学院の発足を見て、高度専門職業人養成に力を入れる大学も出てくる可能性がある。一方、教育重点大学にあっても、専門大学、教養大学や生涯学習大学といった分化が進むことが考えられる。大学の「機能別分化」が進められると、これらの分化、分極化した大学が制度的に固定化されることも起こりうるであろう<sup>(4)</sup>。そうした場合に、何を持って大学とするのか、大学とは何か、が問われることになるであろう。

一方で、中教審は「大学は、——伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である」としているのは注目してよい。大学が、どのような形態を取ったとしても、自主性・自律性がなければ、大学といえないというのは大学の特質を示した原理といえよう。ユネスコの高等教育世界宣言を持ち出すまでもなく、大学の大学たるゆえんは「学問の自由と機関の自治」にあるからである<sup>(5)</sup>。中教審にいう「自主性・自律性」がいかなる意味内容で使われているかが吟味されるべきであるが。

## 新自由主義の大学改革論

これまで見てきた大学像の変容の背景には、規制緩和・市場競争原理の導入を軸とする新自由主義の影響が見て取れる。その理論的な原理は文部科学省よりも経済産業省前通商産業省)の主張に端的に表れており、外郭団体による大学改革論が提示されているので、その特徴を検討したい<sup>(6)</sup>。国立大学法人法の制定に向けて刊行された『大学改革―課題と争点』や法人法成立後に第三期科学技術基本計画の策定などに際して出版された『競争に勝つ大学』などがたて続きに出されて政策形成過程に関与していると見られる。いずれの著書でも、日本の産業競争力の維持・強化という観点から、あるいは大学システムの国際競争力を鍛えるために、主にアメリカから学び、日本の大学をアメリカ型に変えることをモチーフとしている。そして、「大学をイノベーションを生み出す社会システムの中核的存在にする」ことを中心課題にして、その意図を実現すべく、文部省・文部科学省の大学改革へ介入し、あるいは政府の政策形成への関与を図っている。全体的に紹介することはできないので、その意図を大学改革に焦点化して提示している、澤昭裕「研究組織の独立行政法人化と大学改革」(「第一論文」と呼ぶ)、同「国立大学法人法と大学改革」(「第二論文」と呼ぶ)を中心に検討することにした。

## 大学と産業発展の相互作用

澤論文を検討する前に、著書「課題と争点」の理論枠を簡単に紹介しておきたい。本書は、国立大学の独立行政法人化への議論の渦中に一石を投じることをねらっているが、むしろ日本の大学を産業競争力の強化に向け、イノベーションを生み出す社会システムの中核として、あるいは、産業人材供給システムとして改革することを意図している。そのもとに、第一部「高等教育・研究システムと産業発展の相互作用」、第二部「産業人材供給システムと大学改革」、第三部「イノベーションを生み出す社会システム構築と大学改革」の三部から構成されている。

第一部では、大学と産業発展の相互作用という点から、特にシリコンバレーとスタンフォード大学の相互関係に注目してこれをモデル化し、日本の大学改革に押し及ぼすことをねらっている。アメリカの高等教育・研究システムにおける成功の要因は、産学連携、非中央集権的組織、競争的環境、人材流動性、最新の研究成果のカリキュラムへの迅速な反映、産業界の雇用需要・研究需要への敏感な対応などダイナミックな高等教育システムにあると<sup>(7)</sup>。第二部では、産業人材をめぐる需給のミスマッチの原因を探りながら、企業の人材戦略にマッチした供給システムとし



て大学を作り変えるための課題と争点を検討している。第三部では、日本の産業競争力の源泉となるイノベーションを起こしやすくする社会システムの構築、及びそのなかでの大学の役割という観点から、大学改革の課題と争点を整理している。澤の第一論文は、第三部の総括的論文として位置づけられている。

### マネジメントの必要

第一論文では、大学の独立行政法人化に向けて照準を当てているのであるが、重要なことは、「大学が日本の科学技術を支える研究組織としてみた場合、組織、人事、予算等のマネジメント全般にわたって改善すべき点が多く、独立行政法人のコンセプトに含まれる種々の自由度を獲得して、自己改革することである」<sup>(8)</sup>として、国立大学制度の問題点を摘出し、組織、人事、予算、大学のガバナンスのあり方に関して課題を提起している。その前提として、澤は「大学の自治」を「当該組織が、自己の責任と権限において、自身の機能や構成を選択・決定でき、かつ将来の在り様をコントロールできる状態」<sup>(9)</sup>と定義づけ、それが成立する要件を、大学運営の現状をふまえて議論する必要があるとしている。この観点から見ると、国立大学の運営は疑問符がつくとし、独立行政法人によって、「大学に独立の法人

格を付与するという点で、これまでの行政機関と大学との位置関係を根本から変化させる」ことが可能となるというわけである。澤は、国立研究機関(元通産省工業技術院)の独立行政法人化を実際に推進した当事者として、国立大学法人の制度設計の過程に対して発言していたことに留意する必要がある。

まず、大学は組織体として「経営」が必要になっているとし、大学が文部省から分離されることにより、独自の経営組織を構成して意思決定・実施する必要がある、かつ、法人化された大学では教学と経営の分離が必要であること、事務局の機能を強化して組織改革を図ること、研究組織と教育組織の分離をはじめ、大学と大学院の機能分化を図り、各々の活動に対する資金配分が評価に基づいて行われることを求めている。人事では、大学教官の公務員性、競争的環境の形成が課題であるとし、前者については検討課題を提示しているのとどまるが、後者については任期制導入による研究の活性化を不可避とするともに、人事面での産学交流を人材の「ヨコ」の流動性として重視している。予算では、国立学校特別会計の維持・廃止問題を取り上げ、その維持方式は研究に係わる公的資金の配分方式の競争化の方向と矛盾するとし、廃止方式は大学間の競争

促進を是とし、各大学に財政権限を保障する一方、運営責任を取らせる考え方であるとしている。そのうえで、大学予算が教育・研究一体として配分されていることの問題を提起し、高等教育・研究に対する政府の負担と受益者負担の関係を整理すべきであるとする。例えば、法人化によって、授業料額の設定を自由化し、教育の質の評価が市場原理によって授業料収入総額に反映されるようになれば、国立大学と私立大学との間で、同じ平面での競争が図られると考えられ、諸外国との比較で公的資金が高等教育に占めるGDP比率が低いということは問題にならないとする。最後に、大学のガバナンスのあり方として、組織体運営としての評価の視点から大学を評価することの必要性を提起し、大学が資金を調達する先(政府、市場、学生へ受益者)との関係を調整しながら、これからの大学は「組織」としてのマネジメントを意識を払い、ガバナンスを確立して、常に外部環境の状況に合わせて、スピーディーな意思決定とダイナミックな変革が求められるとしている。

第二論文では、「法人化による改革の最大の眼目は、文部科学省という行政機構と国立大学とのもたれあい構造を打破するとともに、国立大学間においても護送船団方式による一律の改革に陥らず、いかに個性を發揮した競争構造

を構築していくか、という点にある」とし、国立大学法人法の問題点の指摘と条文の趣旨の徹底に向けた論点を八項目にわたって提示している<sup>(10)</sup>。ここでは立ち入らないが、国立大学法人をさらに「改革」して、民営化への筋道をつける意図が見え隠れしている。

### 「自治」と自己責任論

さて、大学論の現在における重要な問題の一つは、大学と産業発展な いしは経済発展との関係をどのように調整するかにあるといえよう。著書『課題と争点』は、それを両者の「相互作用」という観点から捉えて「大学改革論」を展開していた。

しかも、その観点は市場原理を導入した「大学改革」の世界的な流れのなかで大学の理念の根本的な転換を求めるものになっているとされる<sup>(11)</sup>。したがって、「大学の自治」も産業・経済発展に直接貢献するように、市場競争原理を導入した経営組織体として自立的(自己責任で)に運営できるものへと組み替えていく必要があるということになり、これが「大学改革論」として提示されている。そして、産業・経済発展に向けたもう一つの側面として、大学の機能分化ないしは機能別分化を図りながら、制度的に大学の種別化や大学院の機能分化によって対応させ、評価と資金配分を直結させることによって、大学・組織間への競争原理

の導入・活性化を図るとともに、自己責任論に基づく「自治」を阻害するものとして大学間や大学人の間での協力・共同関係を位置づけ「自治」の埒外に置いている。

### 大学論の今日的課題

大学論の今日的課題の一つは、政策立案者や高等教育研究者だけでなく多くの大学関係者の間に浸透している新自由主義のそれを根本的に批判し、それを乗り越える新しい大学論の再構築に向けて努力を重ねることであろう。そのような努力の一つとして、個別大学の生き残りをかける「改革」を批判し、大学界のあり方自体を問い直すアレゼール日本編『大学界改造要綱』を取り上げよう。結論を先取りすれば、「日本の大学をめぐる本当の問題は、ネオ・リベラリズムにもとづく一連の『大学改革』へ向けた動きが、大学界が構造的に抱える矛盾を少しも解消することなく、逆にそれらの矛盾を拡大し、正当化してしまうところにある」とし、「大学改革」の一つ一つを取ってみれば首肯しうる面もあるとはいえ、「総体としてみたととき、不平等に貫かれた大学界の構造にメスを入れることがないばかりか、現実には既存の格差を正当化し、強化するものになっ

ている」としている。そしてこれに対抗して、「近視眼的で一元的な『市場の原理』に基づく産業界からの要求に従するのではなく、大学界全体と日本社会の将来を見据えて多元的な観点から検証していく必要がある」とする<sup>(12)</sup>。ここでは、著書の全体を取り上げることとはできないので、第一部の一「大学改革」批判に関わる論稿を検討することにした<sup>(13)</sup>。

#### 「大学改革論」批判の視点

現在の「大学改革」を進めているのは、政策担当者だけではなく、アカデミズムにおける高等教育研究を背景に、それらの研究の担い手であった人たちが、改革の流れに実際に参加していくことによって、改革の動きそのものを作り出している点に注目する必要がある。このような観点から、櫻本陽一は教育社会学研究を前提とする大学改革論を検討し、それらが基本的に、機能主義的な教育社会学のスタンスを継承しているとし、それに対する批判的な視点を提供している<sup>(14)</sup>。

高等教育の大衆化状況に対して、機能主義的な教育社会学は、高等教育の機能を、社会のなかで相対的に希少な資源である、威信ある地位をメリットに応じて配分するものと説明し、選抜を高等教育の本質的機能とすることによっ

て、序列化された階層的な支配―被支配関係からなる既存の社会秩序を合理化、正当化、正統化したことがある。しかし、このような議論は、現在のように政策当局が社会的な「強者の側」の利益を擁護する姿勢を持ち続けている状況のもとでは、当局が期待するものと符合するであろう。そこでは、選別され、振り分けられる側の論理は全く考慮されないし、差別されるセクターや大学間の相互の関係も同様である。すなわち、支配者の側の利益のみに立脚する論理では、高等教育システムの全体が社会に対して持ちうる共通の意義を捉えることは、決してできない。あるいは、マーチン・トロウの高等教育発展段階説もエリートの特権の保障への発想から免れず、高等教育の量的拡大による新たな教育や社会の可能性及びそのあり方には無関心である。また、官学―私学や帝大―非帝大という序列化された対立構造も歴史的観点からでなく、超歴史的にとらえるならば、エリート主義的教育、研究におけるエクセレンス、グローバルな競争的環境のなかで生き残るべきものとされる一方、「大衆化」への適応として学生消費者のニーズに応えるという形で、同じ大学教育という名のもとに異質なものが提供される。かつての外部への排除に代わって「内部における排除」が進んでいる。これは、大学教育のエリ

ート教育としての位置づけと「高等教育の大衆化」という現実とを対立的にとらえることに由来している。

しかしこのような考え方は、大学教員のリアリティに枠組みを与えている思惟様式がこの対立図式と合致していることに思いを致す必要がある。大学教員のアイデンティティは、現にある序列構造のなかでの位置によって規定されているにもかかわらず、多くの場合、その序列の頂点に置かれる人々がモデルとなってそれに適合的なものとして構成されている。これが自らが置かれている客観的な位置を相対化し認識することを困難にしている。ここでは、高等教育研究の歴史認識の組み替えが必要でもある。高等教育の歴史を問い直す場合には、国家セクターと私立セクターの併存状態についても、差別と格差をはらみつつも日本の高等教育システムが総体として果たしてきた、あるいは果たすことを期待されてきた社会的役割との関連で把握することが重要になる。高等教育システムは、ある種の「普遍主義」を前提とせずには成り立たない。そして、「大学という、制度が保証する一つの社会的空間は、一人一人の学生たちに、多様な選択の可能性の総体を、蓋然性の低い選択肢も含めて、潜在的には選択可能な可能性として提示することができる」<sup>15)</sup>。広範な人々の大学に対する期待は、

大学は、できうる限り広範な人々が、自らの可能性を認識し、それを実現するための手立てを獲得することができる場であるべきである、というものであろう。このことは、現在の学問研究と教育の内容そのものを問い直していく際に、準拠すべき要請となりうるのではないか。

### 高等教育の

#### 新たな理念を

以上のような議論を経て、櫻本は日本の高等教育の二重構造を指摘するだけでなく、そのなかでの各セクター間の関係のあり方、それらがいかなる意味で異なる社会的な位置に置かれ、社会的な役割を果たしているかを、高等教育システム総体のなかで捉え直すことによって、国公立と私立といった各セクターの関係も異なったものになるとする。

大学自治や研究をごく一部のエリート層のみが携わるべき特権的なものであるという認識が広がるなかで、それを乗り越えうる枠組が必要であるとしている。その一つの視点として、「今日において学問研究、とりわけ人文社会科学的な批判的学問は、民主主義社会の形成者としての広範な市民にとって不可欠な教養である」<sup>(16)</sup>としている。大学教員はこのような意味での高等教育を支える立場にあり、それゆえ、研究は、一部の特権的な大学に所属するものが特権として与えられるべきものではない。大学教員は、さ

まざまな形態を取って、研究成果を社会に還元していくことがますます期待されるが、同時にその前提として、「大衆化した」大学において多様な出身の学生と日常的に向き合い、その学生たちに対する教育を通じて、研究の成果を還元することがますます重要である。そして、限定されたあり方であったとしても、学問研究をすることそのものを学生に教えるということとは、広範な人々が現実の社会で突き当たらざるをえない問題に対して、学問的批判的な方法を武器に立ち向かっていく能力を育てることにほかならない。同時にそのことによって、研究者の側の学問研究のあり方も、このような教育を可能とするものへと刷新されなければならないということでもある。

これらを通じて、日本の高等教育の全体のあり方についての認識を根本的に刷新する必要がある。「現在において大学が改革を迫られているというのは、高等教育とさまざまな分野での学問研究のあり方の総体が問われているということである。そして、高等教育の量的な拡大、より広範な人々の高等教育へのアクセスは、教育と学問研究のあり方の総体に関わる根底的な改革を要請するとともに、それを可能にする条件でもある」<sup>(17)</sup>ということである。真の意味での高等教育の民主化が求められている。

## 真の自主性・自律性確立を

国立大学法人の発足を機に著しく変貌した大学がバナンスのもとにあつて、大学の自主性・自律性をどう確立するのかが問われている。すなわち、政府と大学との関係が「間接的」になつたとはいへ、国家の関与がむしろ厳しくなつたかのごとき状況が生じる一方、個別大学の経営組織体としての「自主性・自律性」が自己責任論を基底に置きながら唱道されるなかで、すべての大学が分断状況に陥っている。こうした環境変化に抗して、真の意味で大学の自主性・自律性をいかに確立しうるかが問われているのである。とりあえず、三つの課題を提示したい。

第一に、それぞれの大学において構成員の意思が法人組織に反映されにくい統治構造が作り出されているが、そのなかで構成員の意思をいかに反映しながら教学と経営のバランスを取りうるようにしていくかが重要であろう。構成員がそれぞれ競争的關係に置かれているが、それらを越えて共同できる場の形成<sup>(18)</sup>が求められるであろう。その場の一つとして、大学教育及びそれをめぐる諸問題を議論するフォーラムのようなものが考えられよう。

第二に、個別大学を越えた大学界ともいべきものにおける連帯ないしは協力・共同が必要である。国家セクター

と私立セクター、旧帝大系の大学とそれ以外の地方国立大学及び公立大学、あるいは「研究大学」と「教育大学」などによって、政策的にも分断されているが、そうした枠組みを越えて大学としての一体性を確保していくための協力・共同の場が必要であろう。例えば、法人化によって教育公務員特例法が適用されなくなった状況下で、国・公・私立を問わず教員身分が流動化、不安定化している。もとよりそれは若手教員や非常勤教員にとつては一層切実である。このような問題や課題を取っかかりとして、日本の高等教育を全体としてどうするのかを交流・検討し、政策課題化しうる場を形成していくことが求められよう。

第三に、個別の大学はもとより、大学全体としても、大学の実情やあるべき姿を社会のあり方を含めて、国民に理解できるように説明し、社会的、国民的な支持を得ていく一層の努力が必要であろう。

〈注〉

(1)天野郁夫『大学改革―秩序と再編』東京大学出版会、二〇〇四年参照。

(2)二〇〇二年の中教審三答申「新しい質の保証システムについて」、専門職大学院について」「法科大学院について」、及び二〇〇五年の中教審答申「我が国の高等教育

の将来像」、「新時代の大学院教育」(本稿では扱っていない)。

(3) 認証評価制度は、国公立大学にとっても国による義務化という点で違いない。

(4) すでに大学間に格差構造があるなかで、財政配分においても格差付けがなされてきたが、さらに評価によって資源配分がなされるから、大学間の格差構造が増幅され、固定化する可能性が高い。大学の「存在」に対してではなく、「機能」に対して資源配分をするとされるので、重大である。大学間の格差構造の是正は重要な政策課題であるといえよう。大学の自主性・自律性も財政基盤の保障がなければ画餅になりかねない。

(5) ユネスコ「二十一世紀に向けての高等教育世界宣言―展望と行動―」一九九八年など。

(6) 青木昌彦・澤昭裕・大東道郎・「通産研究レビュー」編集委員会『大学改革―課題と争点―』東洋経済新報社、二〇〇一年、澤昭裕・寺澤達也・井上悟志編著『競争に勝つ大学』東洋経済新報社、二〇〇五年。

(7) 『課題と争点』序章五頁。

(8) 同右、四〇八頁。

(9) 同右、四〇九頁。

(10) 『競争に勝つ大学』二四〇頁。

(11) 市川信二「知識社会の大学―教育・研究・組織の変容―」、『高等教育研究第四集』日本高等教育学会、二〇〇一年参照。なお、市川は『課題と争点』の執筆者の一人である。

(12) アレゼール日本編『大学界改造要綱』藤原書店、二〇〇三年、一六三頁。

(13) 同右書は、「I部 『大学界改造』への提言」「II アレゼールとは」から構成されており、I部では、一、「大学改革」批判、二、大学界を貫く不平等構造、三、グロ―バリゼーションと大学教育、から成る。

(14) 櫻本陽一「『大学改革論』批判の視座」、「あらゆる人々のための大学改革、新たな高等教育の理念を求めて」。

(15) 『大学界改造要綱』四六頁。

(16) 同右、五二頁。

(17) 同右、五三頁。

(18) 例えば、戦後改革期に設けられていた、学問の自由を擁護するために結成された「全国教授連合」のようなもの、あるいは、将来的には『大学界改造要綱』(一六四頁)で紹介されている、アレゼール・フランスが提案する大学界の帰趨に責任を負うオフィシャルな制度として、「大学会議」のようなものを作ることも必要となるであろう。